

オープンカウンター方式による見積依頼公告

本調達は「電子調達システム」を利用した手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書の提出も可とする。

令和8年2月6日

支出負担行為担当官

近畿農政局長　志知　雄一

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件　名　　令和7年度近畿農政局地域第二課舎屋上漏水調査等業務
- (2) 仕　様　書　仕様書のとおり
- (3) 履行期限　令和8年3月27日
- (4) 履行場所　仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 近畿農政局における令和7・8年度一般競争契約参加資格のうち、「建築一式工事」又は「防水工事」の認定を受けていること。若しくは、令和7・8・9年度近畿農政局随時契約登録者名簿「建築一式工事」又は「その他工事（防水工事業）」の認定を受けていること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付15近総第408号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

- (1) 紙媒体による交付場所及び問い合わせ先

〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町

近畿農政局会計課 管財係

電話 075-414-9056

- (2) 電子媒体による交付場所

ア　電子調達システム　　<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
イ　近畿農政局ホームページ　<https://www.maff.go.jp/kinki/soumu/kaikei/order/index.html>

4 見積書の提出場所及び期限

- (1) 見積書の提出場所

上記3の（1）または（2）アに同じ

（2）見積書の提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時00分まで（行政機関の休日を除く。）に、上記3の（1）宛てに持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）又は電子調達システムにより送信すること。

5 競争参加資格確認のための提出資料、方法・場所及び期限

（1）提出資料

競争参加資格確認のため、令和7・8年度一般競争契約参加資格確認通知書の写、又は令和7・8・9年度近畿農政局随時契約登録者受付番号通知書の写。

（2）提出方法・場所

上記3の（1）宛てに持参若しくは郵送又は電子メール（下記7 ア宛）により提出すること。

なお、電子メールの場合は件名を「令和7年度近畿農政局地域第二課舎屋上漏水調査等業務の参加資格について」とすること。

（3）提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時00分まで

6 見積合わせの日時及び場所

（1）日時 令和8年2月20日（金）午前11時00分から

（2）場所 近畿農政局 入札室

7 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問がある場合は、令和8年2月16日（月）午後5時00分までに、電子メールにより提出すること。提出の際は下記を参考にすること。

ア 提出先 : kinki_kanzaig@maff.go.jp

イ メール件名 : 令和7年度近畿農政局地域第二課舎屋上漏水調査等業務の質問について

ウ メール本文への記載事項 : 案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容

なお、電子メールでの提出が困難な場合は、書面（様式任意）の持参で、上記3

（1）あてに提出することも認める。ただし、電話による質問は受け付けない。

回答は、令和8年2月17日（火）に近畿農政局ホームページに掲載する。

8 その他

本公告に記載なき事項は、近畿農政局オープンカウンター方式実施要領による。

お知らせ

1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当省のホームページ

https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf をご覧下さい。

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。
- 3 農林水産省では電子調達システムを利用した電子入札・電子契約を推進しています。
詳しくは調達ポータルホームページ
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/resources/app/html/beginner.html>) ご覧下さい。